

広島県環境影響評価技術審査会 第6回総会 議事録

- 1 日 時 平成24年2月6日(月) 10:00～11:40
- 2 場 所 県庁北館2階 第1会議室
- 3 出席委員 石岡委員, 市川委員, 今岡委員, 久我委員, 崎田委員,
中川委員, 中野委員, 西嶋委員, 松田委員(9名出席)
- 4 議題
 - (1) 環境影響評価技術審査会会長等の選出について
 - (2) 環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について
 - (3) 審査案件の状況及び今後の審査体制について
 - (4) 広島県環境影響評価に関する条例等の改正について
 - (5) 広島県環境影響評価技術指針の改正について
 - (6) その他
- 5 配布資料
 - 資料1 広島県環境影響評価技術審査会委員一覧
 - 資料2 環境影響評価手続き中の案件について
 - 資料3 環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について
 - 資料4 広島県環境影響評価に関する条例等の改正について
 - 資料5 広島県環境影響評価技術指針の改正について
 - 参考資料1 広島県環境影響評価に関する条例及び施行規則関係条文
 - 参考資料2 広島県環境影響評価技術審査会運営要領
 - 参考資料3 広島県環境影響評価技術審査会運営細則
- 6 担当部署 広島県環境県民局環境保全課 環境評価・瀬戸内海グループ
電話:(082)513-2925(ダイヤルイン)
- 7 議事概要
事務局(環境保全課)の進行により,定数報告(委員総数16名中9名出席),
配布資料の確認の後,会議次第に沿って議事が進行された。

■ 環境影響評価技術審査会会長等の選出について

(事務局):まず,議題1の環境影響評価技術審査会会長の選出である。

審査会会長の選出は,条例第40条第1項の規定によって,委員の互選により決めることになっており,運営要領第2条第2項により無記名投票または指名推薦の方法で行うことになっている。

今回は,指名推薦で行いたいと思うがよろしいか。どなたか御推薦等はあるか。

(委員):前期も会長を務められた中川先生が,非常に経験も豊富であるし,案件に関する造詣も深いと思うが,いかがか。

(事務局) : ただいま、中川委員に、という御推薦があったが、どなたかほかに御推薦があるか。ないようであれば、中川委員に技術審査会の会長をお願いします。

(委員一同が拍手)

(事務局) : これからの議事・進行は中川会長にお願いします。中川会長には、会長席の方へお移りいただく。

(中川会長が会長席に移動後、会長就任のあいさつ)

(会長) : 今後の議事・進行への御協力をよろしくをお願いします。

昨年の東北大震災では、私の知り合いでも大きな被害を受けられた方もいるが、そこから考えるに、環境問題というものは安易に多数決で決めるものでもないような気がしている。

ここで、委員皆様の御専門を活かし、議論を進めていく訳であるが、皆様の御専門分野の情報について、この場で御紹介いただき、共有した情報を基に、議論を進めていけるよう、よろしくをお願いします。

(会長) : それでは、引き続き、議事を進める。「会長職務代理者の指名」いわゆる「会長代理の指名」であるが、これは条例第 40 条第 3 項の規定により、会長が指名することとなっている。

私としては、前期に引き続き松田委員にお願いしたいが、松田委員いかがか。

(委員) : 了解する。

(会長) : また、運営要領第 8 条第 1 項の規定により、本日の総会の議事録を御確認・御署名いただく委員を指名する。崎田委員にお願いします。

■ 環境影響評価技術審査会部会の設置及び部会長等の指名について

(会長) : 次に、議題 2 「部会の設置と部会長等の指名について」であるが、従前から、本審査会では、審査会を機能的かつ効率的に運営するため、個別の審査案件については、部会を中心に審議を行っているところであり、今後の審査会の運営についても、同様の体制で行いたいと思う。

今回の第 5 期についても、従前と同様に、審査会の専門性の観点から、2 分割した部会を設置し、審査することとしたいがいかがか。

(委員一同異議なし。)

異議がないようなので、今期も 2 部会制により審査を行いたい。

続いて、条例施行規則第 47 条第 2 項では、部会に属する委員は会長が指名することとなっている。

資料 1 のとおり、委員構成については、前回の委員の委員構成を基本としたい。なお、新任の委員は、各委員の分野の専門性を踏ま

え、大気環境の区分として西田委員が第1部会、植物の区分として久我委員が第1部会、景観・自然とのふれあいの区分として吉田委員が第1部会、廃棄物等の区分として矢野委員が第1部会、同じく、廃棄物等の区分として崎田委員が第2部会ということによろしいか。

(委員一同異議なし。)

異議がないようなので、第5期はこの委員構成で運営することとする。

次に、部会長及び部会長代理を指名したい。

条例施行規則第47条第3項では、部会長は会長が指名するとあるので、第1部会については私が部会長を、第2部会は松田会長代理を部会長に指名する。

続いて、部会長代理の指名であるが、条例施行規則第47条第4項では、部会長代理は部会長が指名するとある。

第1部会の部会長代理は、今岡委員にお願いしたいが、松田部会長は、第2部会の部会長代理にどなたを御指名されるか。

(委員)：前期に続き、中野委員にお願いしたい。

(会長)：それでは、今岡委員、中野委員のお二人に、部会長代理をお願いする。

次に部会の決議の取扱いであるが、条例施行規則第48条の規定では、「総会の決議により、その部会の決議をもってこの技術審査会の決議とすることができる。」とされている。

これについては、部会の決議をそのまま技術審査会の決議としたいと思うが、いかがか。

(委員一同異議なし。)

異議がないようなので、議題3「審査案件の状況及び今後の審査体制について」に移る。事務局から説明をお願いします。

■ 審査案件の状況及び今後の審査体制について

事務局 (資料2により、審査案件の概要等を説明。)

(会長)：ただいまの説明について、何かご質問等はあるか。新任の委員の方は、イメージしにくいかも知れないが、何でもいいので、質問等があればお願いします。

質問等がないようであれば、これから、案件を担当する部会を決めていきたい。石炭ガス化複合発電設備及び竹原火力発電所新1号機は、審査の継続性を勘案して引き続き第2部会で担当することとしたいがいかがか。

(委員一同異議なし。)

異議がないようなので、石炭ガス化複合発電設備及び竹原火力発

電所新1号機については、第2部会で担当することとする。

また、今後の審査案件の割り振りについては、案件の特性等に応じて、会長と部会長が調整して取り決めたいと思うがいかがか。異議がないようなので、会長と部会長で調整を行うこととする。次に、議題4「広島県環境影響評価に関する条例等の改正」について、事務局から説明をお願いします。

■ 広島県環境影響評価に関する条例等の改正について

事務局 （資料3及び資料4により、概要等を説明。）

（会長）：環境影響評価条例の改正など、環境影響評価に関する制度面については、現在、環境審議会へ諮問をしており、今後、パブリックコメントなどの手続きを経て、改正作業を進めることになることである。今の説明について、何か質問があればお願いしたい。

（委員）：この法改正で、実際にアセスがどのように変わるかということについてお聞きしたい。資料3の始めのページの改正の趣旨の後段に、新しく浮かび上がった課題で、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、オンライン化などに対応するため、と書いてある。

行政手続きのオンライン化などについては、インターネットで縦覧できるようにするとか、あるいは、地方分権については、政令で定める市から直接の意見提出が可能になるといったことなど、分かりやすいと思うが、例えば、生物多様性の保全とか、地球温暖化対策の推進とか、こういったテーマは、法改正により、自動的に推進されることになるというよりは、SEAの導入や早い段階で説明会が開催されるとか、そういった中で対応されるということなのか。

法改正により、自動的に推進されるわけではないという理解でよろしいか。

（事務局）：委員ご指摘のとおり、生物多様性の保全や地球温暖化対策の推進といった事項は、改正事項に直接的に盛り込まれているというよりも、案件の具体の手続きの中で取り組むことになる。例えば、候補地の選定段階において、候補地A、B、Cがあり、Bに重要な生態系を維持する基盤があった場合、Bを選んだのでは生態系保全上は取り返しがつかないケースもあるので、最初にA、B、Cを選定する前に、生態系の保全を視野に入れた中で、B以外の候補地を選定するということが考えられると思う。

また、地球温暖化対策の推進について、一例を挙げると、発電所をリプレースする場合の手続きの簡素化といったものがある。発電所が最新の設備に更新される場合、同じ石炭火力発電であっても、

通常発電効率が上がり、環境影響は今よりも低減され、CO₂の削減に寄与するので、その場合は現況調査の期間が短縮できるなど、手続きを簡素化するということが国の方で検討されており、そうしたことで温暖化対策や環境対策を推進していこうとしているものと思われる。

(会 長) : ほかにあるか。

(委 員) : 資料4で、今回、事務局としてはSEAの導入を見送ることを考えているとのことであったが、広島市における条例の改正の動き、特に、このSEAの導入について、何か情報を把握されていれば教えていただきたい。

(事務局) : 広島市とも情報交換をしながら検討を進めている。広島市は先進的に総合環境アセスという形で制度化しているが、SEAの条例化については検討中で、全国的にも多くの自治体で明確には方針を整理し切れていない状況のようである。

(委 員) : 広島市の制度は、多元的環境アセスである。

(事務局) : 広島市は多元的環境アセスという名称で、経済性なども含めたかなり手広いアセスメント制度を要綱によって構築されているが、聴くところによると、評価の対象が幅広過ぎて現実的には実施が難しく、まだ事例はないということである。

なお、隣県の状況では、岡山県は導入しない方向と聞いており、また、山口県は現行の条例の書きぶりから入れざるを得ないと考えているなど、各自自治体とも対応に頭を悩ませているようである。

(委 員) : これは環境審議会の審議事項であるが、広島県だけが突出した形にならない方がいいと思うので、是非、いろいろと情報収集していただきたい。

(事務局) : 承知した。

(会 長) : ほかにないか。

(委 員) : SEAについて、条例では、今回、制度化を見送るということであったが、資料4の左の方で、第二種事業については、事業者が任意で実施となっている。任意でということになっても、おそらく、半分義務みたいに捉えられるところもあるかと思うが、任意の規定についても、今回の制度化は見送るということになるのか。

(事務局) : 現時点の事務局案としては、SEAの導入を考えていないが、もし入れるとしたら、委員が言われるとおり、任意という形での導入というイメージは持っているところである。

(委 員) : この第二種事業というのは法対象か。

(事務局) : そうである。法対象事業の第二種事業では、SEAは任意の制度になっている。資料4ページであるが、例えば、風力発電であれば、

1万KW以上の場合は、法の第一種事業として、必ず法の手続きとなり、事前配慮手続き、いわゆるSEAを行うこととなる。

一方で、法の第二種事業は、事業内容や現地状況も踏まえ、法の手続きに乗らないということもある。つまり、法の第二種事業というのは条例案件になる可能性もあり、この部分については各自治体の条例によってSEAへの対応は異なることとなる。

仮に法の第二種事業でSEAを行わないとしたとき、条例がSEAを義務付けしていると、事業の規模によっては抜け穴ができることになる。これを防ぐのであれば、条例もSEAを任意としておけば、1万KW以下は任意の制度という形で落ち着くことになるかと思う。

なお、法の第二種事業でSEAを行わないとした事業についても、条例でSEAを義務付けることは、制度上は可能であると聴いているが、法が任意とする手続きの部分に条例の手続きが入り、複雑な制度になるため、各自治体とも頭を悩ませているところである。

SEAの義務化については、もう1つ大きな論点があり、法の第一種事業の規模の事業に対しては、計画段階での環境配慮の拡充という点からSEAが義務化された訳であるが、事業アセスにより、環境配慮に努めてきた法の第二種事業以下の規模の事業に対してもSEAという手続きを課して、さらに1年程度の期間を掛けさせるほどのメリットがあるのかということも悩ましい点である。

今後、パブコメ等により県民や事業者の方々からご意見をいただき、環境審議会の意見もお聴きして検討することとなるが、現段階での事務局案としてはこうした形にさせていただいている。

(委員)：法対象とならないものに対しても、県の条例で網をかけるというのは、今までの規模案件でも同様であったと思う。これはこの場での審議事項ではないが、悩ましいところではある。

(会長)：ほかにあるか。

(委員)：今回の法改正では、アセスの前と後の部分、1つは前段のSEAのところ非常に重要視されてきたということと、今までも事後報告書は提出されているが、アセスを行って、最後に、実際に実施したことのフォローアップもきちんとするという趣旨で、入口と出口の部分強化されたと理解している。

今までは、技術審査会が方法書と準備書について、部会で審議をして意見を述べ、それが知事意見に反映されるということであった。現在も提出していただいている事後報告書について、これまで我々が正式に議論したことはないが、法改正を受けて、アセスを実施した後の部分について、今後、議論をするのかという点に関して、ど

のように考えているのか。

(事務局) : 委員が言われるとおり、今までの審査会は知事意見を作成する際に御意見をいただくことを主としており、より良い環境アセスメントをやってもらうために、知事意見を出してきた訳であるが、その結果どうなったかというレビューも大事なことと考えている。

どういった形で事後報告を活用するのか、そのために審査会を開催するのか、という問題はあるが、事業者が知事意見を反映して事後調査によってその結果が報告されたものを、委員の方にも情報提供するなど、法律の改正の趣旨が反映されるよう、そうした点については、また検討させていただきたい。

特に審査案件に係る事項であれば、例えば、似たようなアセスが続く場合、この前の案件では、こういった意見を述べてこういう結果になったが、次回の案件では、この結果を踏まえ検討をお願いするというように、有効に活かせることができると思う。ご指摘を踏まえ、今後の運営を検討したいと思います。

(委員) : 今継続中の案件では、大気汚染のシミュレーション等をされているが、そのシミュレーション結果が本当に合っているのかと疑問に思う。例えば、発電所であれば、恐らく、定期的に改修などがあるので、その時のシミュレーションの結果が、実態とどれくらい合っていたか、結果を聞かせていただければ、また、新しいアセスに活かせるので、是非その辺りを前向きに考えていただきたい。

(委員) : 今のご意見は重要だと思うが、その出口のところの報告書の報告義務については、時間スケールのどういうときに提出するか、決まっているのか。報告時期あるいは公表時期のことであるが。

(事務局) : 基本的には年度ごとで、国の規定でいうと、工事中の期間が対象となるので、工事中に行われている調査結果について、年度ごとに報告される。

(委員) : では、割合つぎつぎと、出てくるということか。

(事務局) : そうである。

(会長) : ほかにないか。

資料3の改正法の概要の(2)に、候補地の選定があるが、今までは、例えばA案、B案、C案があっても、表に出てくるのは最終的に決定された案だけで、選定に当たって環境への影響の比較というのは表に出てこなかった。この点は改正により、どのようになるのか。A案だとかこういうメリット、デメリットがあって、B案はこうでということが分かれば、説明会の実施でも説明しやすいように思うが、その辺りはどうなのか。

(事務局) : ご指摘のような利点も考えられるが、事業者の立場からすると、

候補地の選定においては環境面の検討だけではなく、事業採算面も重要な観点になると思われる。

このため、おそらく会社で候補地を選ぶとなれば、候補地の土地代、周辺環境の状況を踏まえた環境対策の必要経費といった費用面での話だけでなく、アクセス道路やインフラの整備状況など、事業効率も踏まえて検討を行い、事業計画地を決定するものと思われる。先ほどのS E Aの議論で、県の方で条例への導入も難しいかと考えている理由の一つが、民間にそれを導入したときに、民間の事業者がそれをどこまでオープンにできるのかという話と、それを事業計画で出してしまったときに、その場所を先を買われるといったリスクも懸念される。S E Aは環境の視点だけで考えれば、制度上はすごく良い話で、どのようなレベルの事業にでも適用したいという考えもあるが、一方で、真に競合が激しい民間の事業において、候補地の選定段階からその計画をオープンにしてしまうと、先買いされて地上げが横行したりとか、競合会社に先取りされたりといったリスクも考えられるので、どこまで制度化するのは、難しい問題だと考えている。

(会 長) : 説明会を実施するとき、候補地選定の経緯は説明されるのか。

(事務局) : S E Aを行った案件については、S E Aの書類を出している以上、どこまで詳細に記載するかという部分はあるが、当然S E Aの書類の中で、こういう候補があったけど、環境保全上の観点からもこの計画地を選定したということを説明することになると思う。

(委 員) : 資料3の改正後のフローの真ん中辺りの左の方で、住民・知事等の意見から方法書と準備書に矢印が入っており、従来はこの部分が、この技術審査会の主な任務であり、知事意見の具体的な中身を検討するといった役割が大きかったように思う。

今回、評価書に向かって矢印で許認可等権者の意見が右側から入っており、この中の四角の地方公共団体と環境大臣の意見等というところで、双方向の赤い矢印が入っているが、この赤い矢印は、県のこれからの行動や、この技術審査会に関係があるのか。

(事務局) : 環境影響評価法は、最終的に許認可権者が評価書に対して意見を述べてアセスの手続きを終えるというプロセスになっている。この許認可権者は多くの場合、国土交通省や農林水産省などいわゆる国の省庁であるので、同じ国の機関である環境省が事業省庁に意見を述べることになるが、例えば廃棄物処理法の場合は、県が許認可権者となるため、従来は環境省が関与する制度となっていなかった。このため、この度の改正では、許認可権者として地方公共団体が意見を述べる場合、環境大臣に助言を求めるよう努めることと、赤い

矢印が入ったものである。私ども環境保全課は、同じ県の組織でも環境影響評価法の審査やアセスを指導する立場となるが、この部分の許認可権者たる地方公共団体としての県は、廃棄物処理法の許認可事務を所管する産業廃棄物対策課などと理解していただきたい。

(会 長) : ほかになければ、次に、この技術審査会が所管する環境影響評価の具体的事項である議題5「広島県環境影響評価技術指針の改正」について、事務局から説明をお願いします。

■ 広島県環境影響評価技術指針の改正について

事務局 (資料5により、概要等を説明。)

(会 長) : 何か質問等があればお願いします。

広島県内における風力発電は、これまで設置事例がなく、今後も設置される可能性はゼロではないけど極めて少なく、現在のところは、国の改訂に伴い県条例にも追加し、技術指針を改定するということだが、これが行われるとなると、委員の中に鳥の専門家がないという点も問題になるかと思う。

(委 員) : もし、広島県内で設置するとなると、山の方で作る可能性が高いようだが、水質汚染の項目に、土壌からの重金属などが含まれていない。そういうところはアセス項目に入らないのか。

(会 長) : それは工事中のことか。

(委 員) : そうである。土砂による水の汚れに含まれているのかも知れないが、海岸に設置する場合は問題にならなくても、広島県では山の方は鉱脈などもあるため、土壌からの重金属も調べた方が良くと思う。農地への重金属の流入等の問題も起こり得るのではないか。

(事務局) : 委員ご指摘のとおり、場所によっては当然そういったことも考えられると思う。なお、この表で示される項目はアセスを行う際の参考項目で、この項目だけを調査する又はこの項目を必ず調査するといった性質のものではない。つまり、この表は県内全域で用いる技術指針であり、一般的な調査項目を示したものであるので、実際の手続きではこれにその地域的な要因を加味しながら調査項目を選定することになる。

例えば、鉱山跡地が計画地の周辺にあってカドミウムが高い地域というような場合、重金属対策を踏まえた中での検討が必要になるため、調査項目に追加することが考えられる。また、こうした際には、事業者が事前調査に基づき、周辺状況を踏まえて調査項目に盛込んでいることが基本ではあるが、万が一、入っていないということがあれば、技術審査会からも御意見をいただき、知事意見で事業者に調査を求めるということも可能な制度になっている。

(会 長) : ほかにないようであれば、今後公表される国の技術指針との整合も踏まえた上で、重大な修正事項等があれば、各委員に連絡し、改めてご照会して確認を行うこととし、特段の修正がなければ、ただいまの御意見等も踏まえ、会長と事務局で最終案を調整したいと思いますが、よろしいか。

(委員一同、異議なし)

(会 長) : 本日の議題は以上であるが、会議を通して、意見や質問等があればお願いします。

(委 員) : 事務局で判断してもらえればよいが、環境審議会の方では、おそらく、S E Aの部分は入れない、この度の制度化は見送るという方向で審議されると思う。ただ、この事前配慮、計画段階での配慮は必要な事項で、全く何もやらないというのもどうかと思う。

技術指針の中だったかどうか記憶が定かではないが、広島市では、対象地域の最小化とか、代替地の検討とか、環境への事前配慮というのを求めているような記憶があるので、確認していただきたい。また、そういった技術指針の中で、環境への事前配慮を求めることも可能だと思う。このS E Aの部分を、今回の条例改正の中で全く踏み込まないというのも、少し手遅れにならないかなというのを若干心配している。条例の改正以外の方法でも、事業者に対して計画段階での事前配慮を求める方法もあるように思う。

技術指針で対応できるのであれば、この技術審査会での検討課題にもなると思うので、事務局には検討いただいて、判断してもらいたい。

(事務局) : 広島市の事例も含めて勉強していきたいと思う。

(会 長) : 他になければ、本日の会議はこれで終了する。

なお、本日の会議については、県の「知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則」に基づき、当審査会で公開の方法等を決定し、議事録等を公開する必要がある。

当審査会における議事録の公開については、議事録の署名委員にご確認いただいた議事録から、個人に関する情報である委員の氏名を伏せた形で閲覧に供するので、ご了承いただきたい。

広島県環境影響評価技術審査会委員一覧

区分	職 名	氏 名
大気環境	広島大学大学院工学研究院 教授	西田 恵哉
	広島国際学院大学情報デザイン学部 教授	高木 尚光
水環境	広島大学大学院工学研究院 准教授	日比野 忠史
	広島大学環境安全センター 教授	西嶋 渉
土壌環境	広島工業大学環境学部 教授	今岡 務
	広島大学大学院生物圏科学研究科 教授	中坪 孝之
動物	元県立広島大学生命環境学部 准教授	市川 洋子
	元独立行政法人水産総合研究センター 研究情報官	石岡 宏子
植物	広島大学大学院総合科学研究科 教授	久我 ゆかり
	元広島工業大学環境学部 教授	中野 武登
生態系	広島大学名誉教授	中川 平介
	広島大学名誉教授	松田 治
景観・ふれあい	県立広島大学保健福祉学部 助教	吉田 倫子
	比治山大学現代文化学部 准教授	山田 知子
廃棄物等	広島大学大学院生物圏科学研究科 准教授	矢野 泉
	県立広島大学生命環境学部 准教授	崎田 省吾